

事 務 連 絡

平成20年8月29日

各府省庁公益法人行政担当者 殿
各都道府県公益法人行政担当者 殿
各教育委員会公益法人行政担当者 殿

総務省大臣官房管理室
内閣府新公益法人行政準備室
(内閣府公益認定等委員会事務局)

民法第34条法人の指導監督に係る規則及び「よるべき基準」の取扱い
について

各府省庁及び都道府県の公益法人行政担当者の皆様には、現行制度の下で所管公益法人の指導監督にご尽力いただくとともに、本年12月1日より施行予定の新公益法人制度の円滑な施行に向けてご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、新公益法人制度実施のための整備法では、民法第67条をはじめ主務官庁の監督に関する規定は削除される(整備法第38条)一方、経過措置として、「特例民法法人の業務の監督(中略)については、なお従前の例による」とされているところです(整備法第95条)。

そこで、次の2点について、総務省及び内閣府において、別添のとおり考え方を整理しましたので、了知願います。

1. 民法の関係規定(第1編第3章)を実施するため所管官庁(府省庁等)において制定されている規則(府省令等)の取扱い
2. 都道府県の知事その他の執行機関が公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準の取扱い

【本件担当】

総務省大臣官房管理室 森田

TEL:03-5253-5184

FAX:03-5253-5190

email: y.morita@soumu.go.jp

1. 民法の関係規定（第1編第3章）を実施するため所管官庁において制定されている規則の取扱い

- これらの規則（以下「監督規則」という。）は、民法の関係規定（第1編第3章）を実施するために制定される、いわゆる「実施命令」であって、民法の下位法令に当たる。
- 法令が廃止された場合、その下位法令は、その制定権者が異なること（例えば、上位法令が法律の場合、その制定権者は国会、また、その下位法令が府省令の場合、その制定権者は府省大臣）から、別途廃止の手続をとるのが通例である。故に、今般、民法の関係規定が削除されることに伴い、これら監督規則も廃止することが適当である。
- なお、法律において「なお従前の例による」との経過措置が規定されている場合、当該法律だけでなくその下位法令も含めた改廃前の法令の規定が、包括的に経過措置の適用対象となることから、監督規則において改めて経過措置規定を置く必要はない。
- 監督規則廃止後、旧主務官庁が別途、指導監督のための規則を定める必要が生じた場合には、整備法の実施命令として新たな規則を制定することは可能である。

2. 民法第84条の2第3項に規定する「よるべき基準」の取扱い

- 民法第84条の2第3項は削除されるが、引き続き、主務官庁は、整備法第95条の規定に基づき「よるべき基準」を定めることができると解され、整備法の施行に伴い「よるべき基準」を廃止することは考えていない。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）（平成十八年六月二日法律第五十号）

第三十八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十八条から第八十四条まで 削除

第八十四条の二及び第八十四条の三を削る。

（略）

（特例民法法人の業務の監督に関する経過措置）

第九十五条 特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。